

区等を被控訴人とする控訴の提起について

1 事件名

各生活保護基準引下げ違憲処分取消等、生活保護基準引下げ違憲国家賠償請求
控訴事件

2 当事者

控訴人 中野区民ほか

被控訴人 中野区ほか

3 訴訟の経過

平成30年(2018年) 5月14日 東京地方裁判所に訴えの提起

6月13日 訴状送達

令和6年(2024年) 6月13日 東京地方裁判所で一部却下、一部認容、
一部棄却判決の言渡し

26日 東京高等裁判所に控訴の提起

令和7年(2025年) 5月27日 控訴状送達

4 事案の概要

本件は、厚生労働大臣が、生活保護法による保護の基準が定める生活扶助に関する基準を平成25年、平成26年及び平成27年に順次改定(以下、各年になされた改定を総称して「本件改定」という。)したところ、生活扶助を受けている控訴人らが、本件改定及びこれを理由とする保護変更決定によって生活扶助の受給額を減らされたことが違憲、違法であるなどと主張して、被控訴人らを相手に、当該保護変更決定の取消し等を求めたものである。

原判決は、控訴人らの請求のうち金員の支払を求める部分を棄却したところ、控訴人らがこれを不服として控訴を提起したものである。

5 控訴の趣旨(被控訴人中野区に係る部分)

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人国及び被控訴人中野区は、控訴人中野区民に対し、連帯して、金1万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 訴訟費用は一審、二審を通じて、被控訴人中野区の負担とする。

との判決及び上記(2)についての仮執行宣言を求める。